

土砂災害防止法第 10 条第 1 項の規定に基づく

特定開発行為許可制度の手引き

令和 3 年 4 月

大分県土木建築部 砂防課

第一編 手続き関係 法令編

【当手引きにおける用語の定義】

- 法 : 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
- 政令 : 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）
- 省令 : 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 71 号）
- 規則 : 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為の制限等に関する規則（大分県規則第 5 号）
- 知事 : 大分県規則第 60 条により知事の権限に属する事務を委任されている場合は土木事務所長とする（大分県事務委任規則第 29 項 ※45 ページ参照）

～審査基準～

- ・ 第二編 急傾斜地崩壊技術基準編
- ・ 第三編 土石流技術基準編

目次

第1章 特定開発行為許可制度の目的・事務の流れ

- 1 特定開発行為許可制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 特定開発行為許可事務の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 特定開発行為の定義等

- 1 特定開発行為の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 特定開発行為に該当する行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 他の法令との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 特定開発行為の申請単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 特別警戒区域等の指定位置図・区域図の縦覧窓口・・・・・・・・ 14

第3章 特定開発行為許可の申請手続

- 1 特定開発行為許可申請の事前相談手続・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 特定開発行為許可の申請手続・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 許可の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 許可又は不許可の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 5 既着手の場合の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 6 許可の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第4章 対策工事等の実施手続

- 1 特定開発行為許可済の標識の掲示・・・・・・・・・・・・ 20

第5章 特定開発行為中の手続

- 1 変更の許可等の申請・届出・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 対策工事の施工状況報告・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 地位の承継の届出・・・・・・・・・・・・ 22
- 4 地位の譲渡の許可の申請・・・・・・・・・・・・ 23
- 5 対策工事等の廃止の届出・・・・・・・・・・・・ 23

第6章 対策工事等の完了後の手続

- 1 工事完了の検査等・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 特別警戒区域の指定解除・・・・・・・・・・・・ 24

第7章 建築制限・建築物の構造規制

- 1 建築制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 建築物の構造規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第8章 その他

- 1 罰則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第9章 様式集

大分県事務委任規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第1章 特定開発行為許可制度の目的・事務の流れ

1 特定開発行為許可制度の目的

特定開発行為許可制度は、法第9条第1項の規定により指定する土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)内における住宅宅地の分譲等や特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の立地を目的とした土地の区画形質を変更する行為(=特定開発行為)を都道府県知事の許可制として、都市計画法等の適用の有無にかかわらず、土砂災害に対する安全性の確保を開発段階から図ろうとする観点から制限を設けたものである。

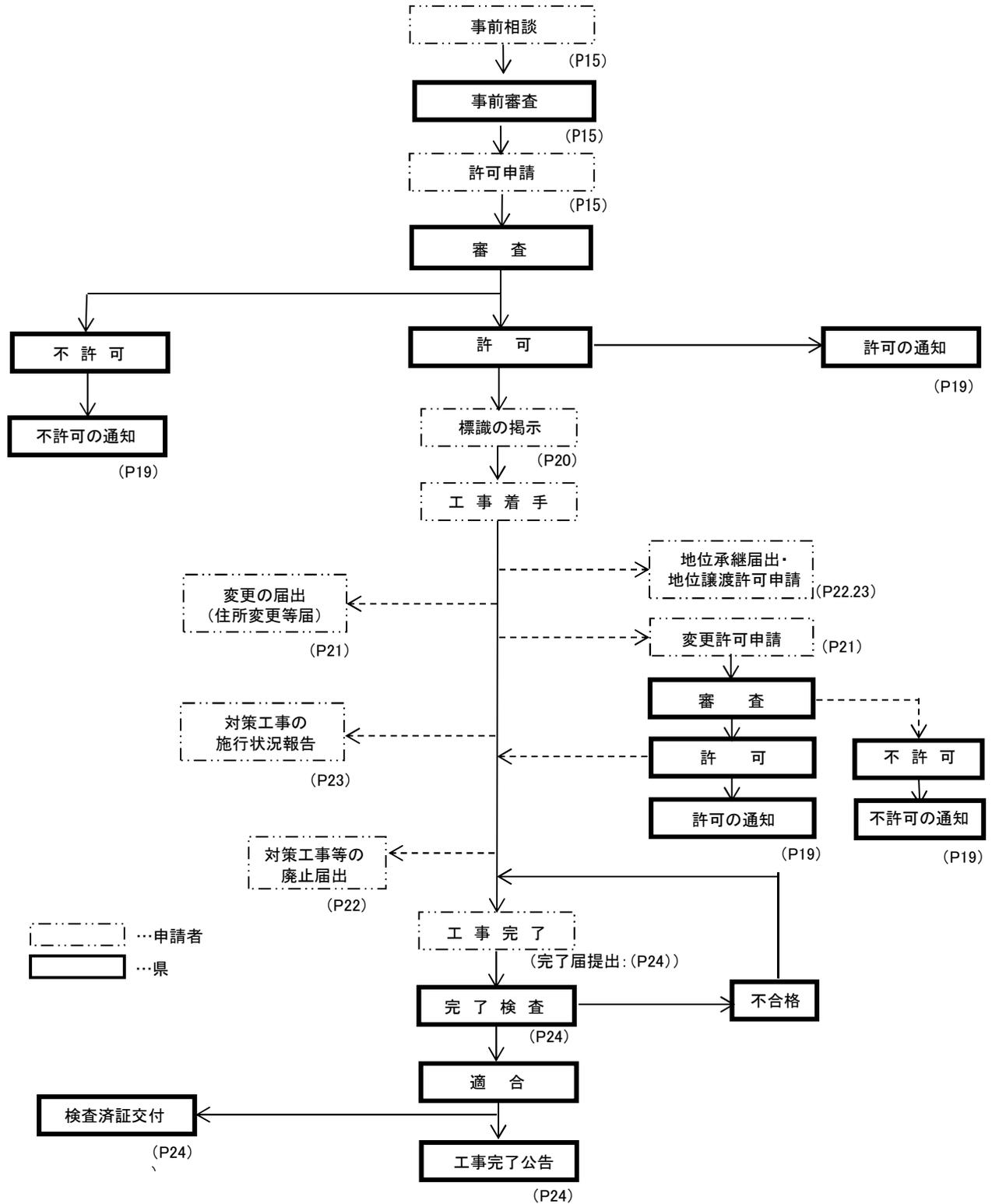
また、特定開発行為の許可基準は、開発区域内の個別の制限用途(※1)施設に着目して安全性を確保するための基準であり、開発区域の特別警戒区域内に「制限用途と同じ目的の建築物」の敷地が含まれるのであれば、開発面積に関係なく特定開発行為の許可制度の対象となるものである。

(※1) 制限用途・・・特定開発行為の対象となる制限用途とは『特別警戒区域内において、開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途で、住宅(自己の居住用は除く。)並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設以外の用途でないもの』をいい、『用途未定の建築物』も対象となる。

2 特定開発行為許可事務の流れ

法第10条第1項の特定開発行為の許可事務の流れは次のとおりである。

表1 特定開発行為許可事務の流れ概要図



第2章 特定開発行為の定義等

1 特定開発行為の定義（法第10条）

特定開発行為とは、特別警戒区域における、次の行為をいう。

- ① 住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）を建築する目的で行われる土地の区画形質の変更
 - ② 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設を建築する目的で行われる土地の区画形質の変更
- なお、①及び②の用途でないことが確定していない場合も含まれる。

詳しくは、次頁「2 特定開発行為に該当する行為（許可が必要になる行為）」を参照。

○ 法第10条第1項

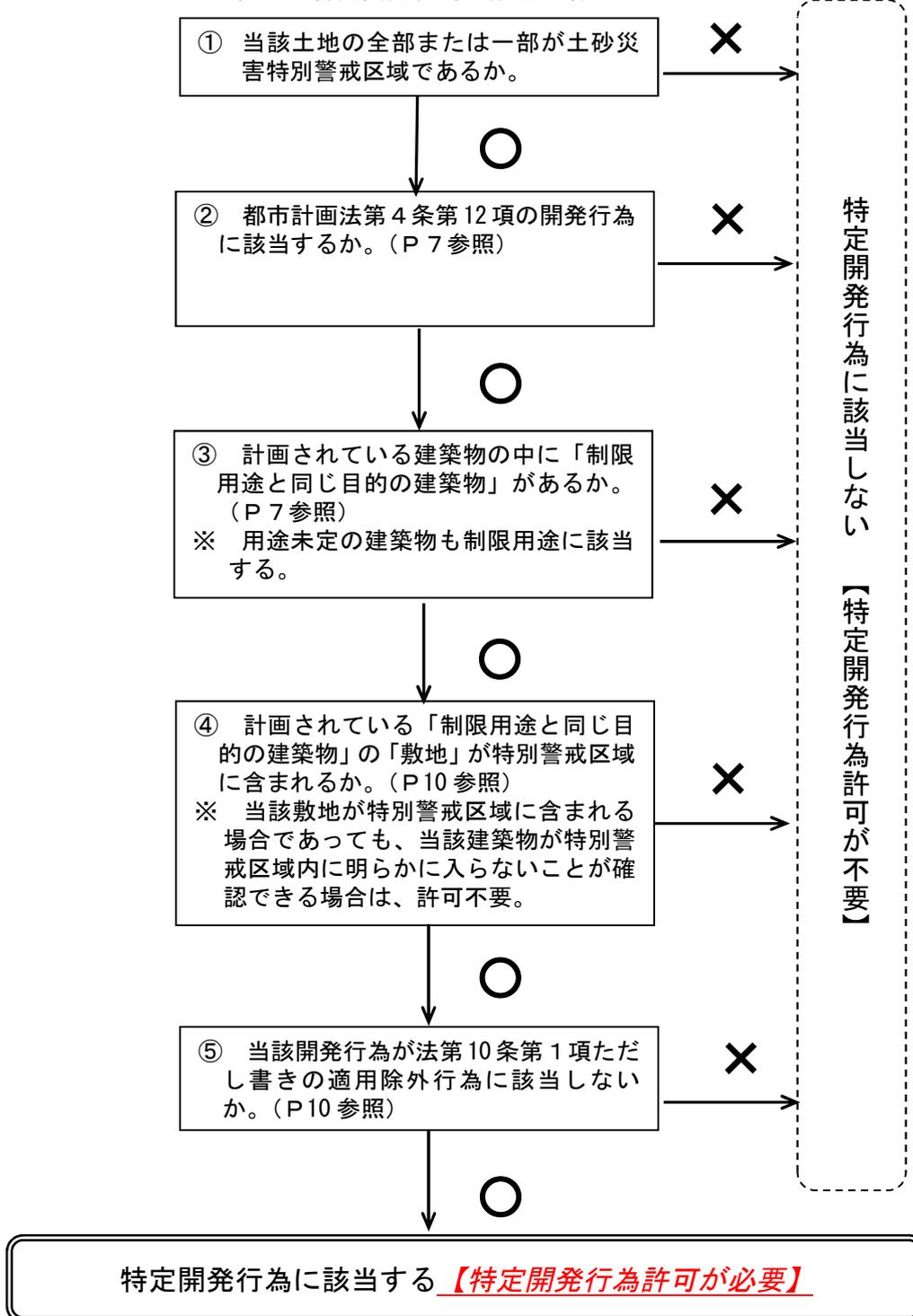
特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2 特定開発行為に該当する行為（許可が必要になる行為）

(1) 特定開発行為の判断

当該開発行為が特定開発行為に該当するか否か（許可が必要になるか否か）は、次により判断され、該当するものは知事（所管する所長）の許可を受けなければならない。

表2 特定開発行為の該当の有無の判断フロー



① 当該土地の全部または一部が土砂災害特別警戒区域であるか。

ア 趣旨

特別警戒区域内における住宅・宅地分譲などや社会福祉施設などの法令で定める施設の立地を目的とした土地の区画形質の変更する行為を許可制とし、土砂災害の抑制を図るもの。

② 都市計画法第4条第12項の開発行為に該当するか。

ア 開発行為の定義

法第10条における「開発行為」とは、都市計画法第4条第12項で定義されている「開発行為」と同義である。

○ 都市計画法第4条第12項

この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

イ 開発行為該当性判断の基準

法第10条における「開発行為」に該当するか否かは、都市計画法の開発行為の許可を所管する行政庁で定めている判断基準によるものとする。

③ 計画されている建築物の中に「制限用途と同じ目的の建築物」があるか。

法第10条第2項 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

（制限用途）

政令第6条 法第10条第2項の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。

- 一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センターその他これらに類する施設

二 特別支援学校及び幼稚園

三 病院、診療所及び助産所

ア 基本的な考え方

制限用途とは、予定建築物の用途で、非自己用住宅及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設以外の用途でないものをいう。(法第10条第2項)

「以外の用途でないもの」は、「用途が非自己用住宅及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設であるもの」のほか、「用途が非自己用住宅及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設でないことが確定していないもの」を含んでいる。そのため、用途が確定していない場合は、制限用途の要件に該当するので注意が必要である。

イ 制限用途該当性判断の基準

- (ア) 予定建築物の用途が制限用途であるか否かの判断に当たっては、当該用途が住宅（自己の用に供するものを除く。）並びに社会福祉施設、学校及び医療施設（政令第6条で定めるものに限る。）を含まないことが確定していないものであるときは、制限用途に含まれる。
- (イ) 政令第6条で定める社会福祉施設、学校及び医療施設に該当するか否かの判断に当たっては、関係法令の基準を満たさない施設であっても、社会通念上、施設の性格を評価したうえで、施設の概念に含めてとらえることが可能なものは、制限用途に含まれる。

ウ 制限用途のカテゴリーの整理

以上より、制限用途は大きく次の3つのカテゴリーに分けられる。

- ① 非自己用住宅
- ② 特に防災上の配慮を要する者が利用する施設
- ③ 用途未定の建築物

制限用途である特に防災上の配慮を要する者が利用する施設は、政令第6条に定められている社会福祉施設、学校及び医療施設であり、それぞれの具体的な用途を表3に示す。

表3 具体的な制限用途*の類型表

平成30年9月現在

分類		具体的な制限用途
住宅（自己の居住の用に供するものを除く）		分譲住宅、賃貸住宅、社宅、学生下宿 など
社会福祉施設	老人福祉施設（老人介護支援センターを除く） 有料老人ホーム	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム
	身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視覚障害者情報提供施設
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定する施設	障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る）の用に供する施設
	保護施設 （医療保護施設及び宿所提供施設を除く）	救護施設、更生施設、授産施設
	児童福祉施設 （児童自立支援施設を除く）	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童家庭支援センター
	障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る）の用に供する施設	障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る）の用に供する施設
	母子・父子福祉施設	母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム
	母子健康包括支援センター	母子健康包括支援センター
	その他これらに類する施設	児童相談所に設置される一時保護施設など
特別支援学校、幼稚園	盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園	
病院、診療所、助産所	病院、診療所、助産所	

*上記の施設は関係法令の定義に該当するものであるが、関係法令の基準を満たさない施設であっても、社会通念上、施設の性格を評価したうえで、施設の概念に含めてとらえることが可能なものは、制限用途の対象となる。

④計画されている「制限用途と同じ目的の建築物」の「敷地」が特別警戒区域に含まれるか。

基本的な考え方

「制限用途と同じ目的の建築物」の「敷地」は、建築基準法施行令第1条第1号の敷地と同義である。

なお、「制限用途と同じ目的の建築物」の「敷地」が特別警戒区域に含まれる場合であっても、当該建築物が特別警戒区域内に明らかに入らないことが確認できる場合は許可の対象としない。

- 建築基準法施行令第1条第1号
敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。

⑤ 当該開発行為が法第10条第1項ただし書きの適用除外行為に該当しないか。

特定開発行為であっても、特定開発行為の許可制度の趣旨に反しないものとして許可を要せずに行うことができる行為を表4に示す。

表4 特定開発行為から除外される行為

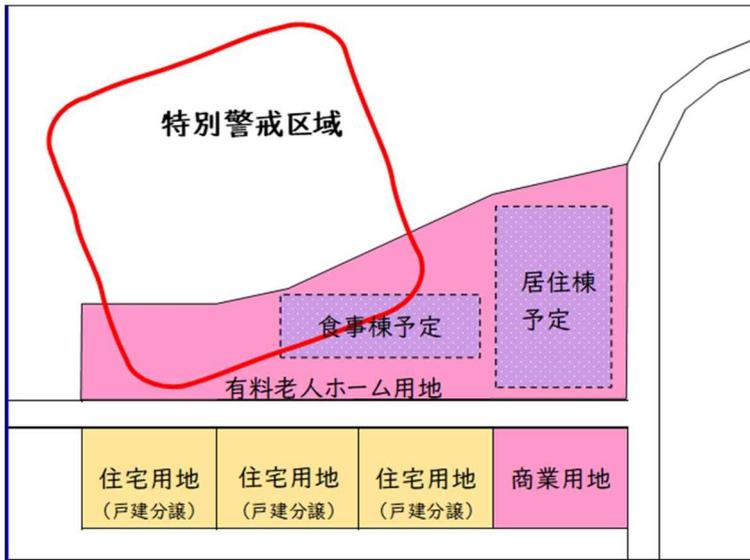
No	適用除外行為	具体例
1	非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 被災者等の仮設住宅等の設置に伴う盛土・切土 被災家屋の撤去等に係る盛土・切土 その他開発許可を要する用途の建築物に関するもので、非常災害の応急措置として必要となる盛土・切土、流出土砂の撤去等
2	仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 制限用途に該当し短期間に限り設置する建築物の用に供する目的で行う盛土・切土等

(2) まとめ

特定開発行為に該当するか否か(許可が必要となるか否か)の判断についてまとめると、次の表5に示すとおりとなる。

表5 特定開発行為許可の要否の判断

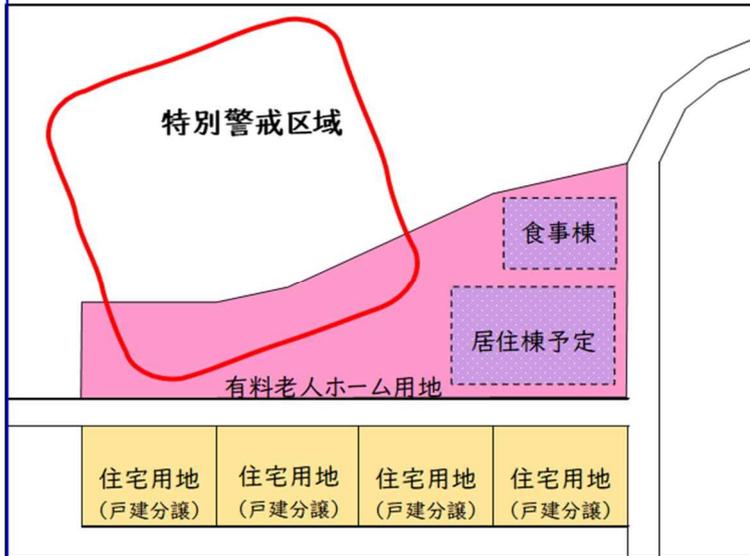
都市計画法第4条第12項の開発行為に該当するものについて、次により特定開発行為許可が必要か否かが判断される。



■特別警戒区域に「制限用途と同じ目的の建築物」がかかる場合

特定開発行為に該当する。

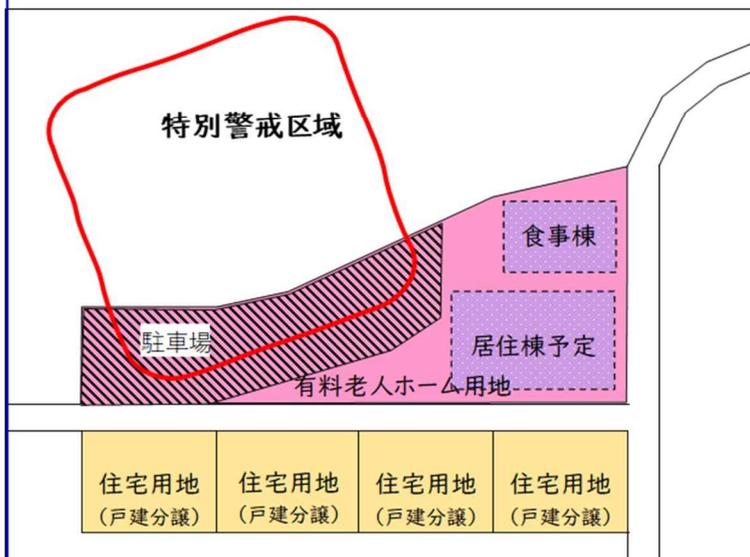
(用途上不可分の関係にあると考えられる場合には、施設全体を一体性のものとして取り扱う。)



■特別警戒区域にかかる敷地において区域内に「制限用途と同じ目的の建築物」を建築しないことが確定していない場合

特定開発行為に該当する。

(特別警戒区域にかかる敷地において、特別警戒区域の用途が確定していない)



■特別警戒区域にかかる敷地において区域内を「制限用途と同じ目的の建築物」の建設以外の用途に用いる(「制限用途と同じ目的の建築物」を建築しない)ことが確定している場合

特定開発行為に該当しない。

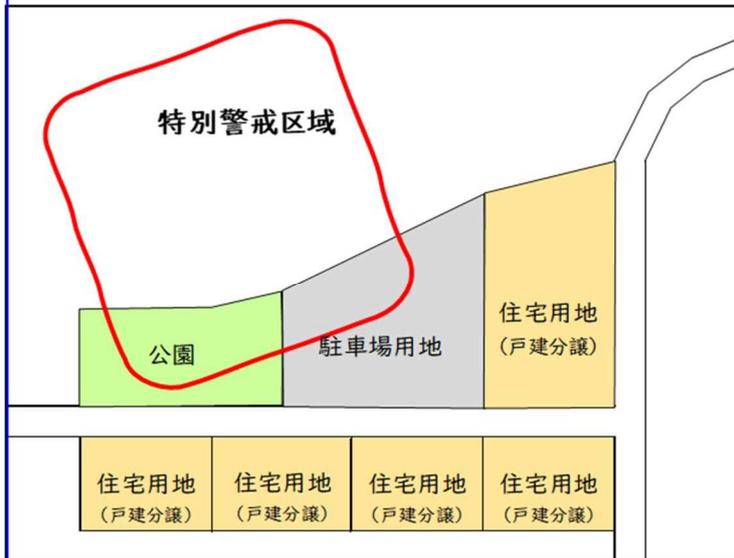
(実際に建築される「制限用途と同じ目的物の建築物」が特別警戒区域にかかっていないことは、建築確認において審査します。)



■「制限用途と同じ目的の建築物」の敷地の一部が特別警戒区域にかかる場合

特定開発行為に該当する。

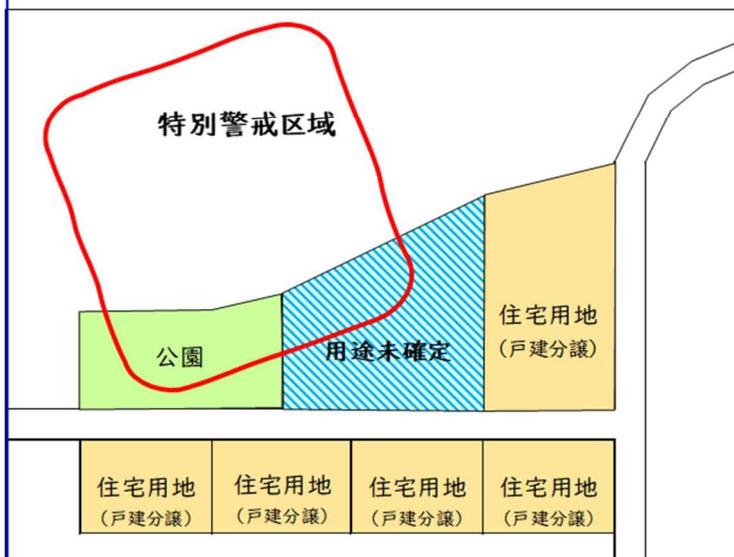
(「制限用途と同じ目的の建築物」の建築敷地が特別警戒区域内に含まれる)



■特別警戒区域に「制限用途と同じ目的の建築物」の敷地がない場合

特定開発行為に該当しない。

(特別警戒区域の土地が区画形質の変更を受けることになっても該当しない。)



■特別警戒区域内に「制限用途と同じ目的の建築物」を建築しないことが確定していない場合

特定開発行為に該当する。

(用途未定の建築物も制限用途に該当する。)

※ 次の場合は許可不要

- 法第 10 条第 1 項ただし書きの適用除外行為に該当する場合
- 「制限用途と同じ目的の建築物」の「敷地」が特別警戒区域に含まれる場合であっても、当該建築物が特別警戒区域内に明らかに入らないことが確認できる場合

3 他の法令との関係

開発区域において、表 6 に示すようなその他の法令による規制がかかっている場合があるので留意する。(表 6 以外の法令も必要に応じて確認する。)

表 6 確認する必要があるその他の主な法令

法 令
森林法
農地法
農業振興地域の整備に関する法律
自然公園法・大分県立自然公園条例
大分県自然海浜保全地区条例
文化財保護法・大分県文化財保護条例
大分県自然環境保全条例
都市公園法
大分県環境緑化条例
鳥獣の保護及び狩猟の適正かに関する法律
都市計画法
宅地造成等規制法
建築基準法
国土利用計画法
公有地の拡大の推進に関する法律
海岸法
河川法
道路法
砂防法
地すべり防止法
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
水道法・大分県給水施設条例
大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

4 特定開発行為の申請単位

特定開発行為の申請単位、すなわち土地の区画形質の変更のとりえ方の単位については、土地の利用目的、物理的位置関係、時期的関係等からみて、一体不可分で一連のものと認められる場合には、全体を一体の開発行為としてとらえる。

したがって、同一の者が連担した土地の形質変更を行う際に、排水施設、道路等の設置が一連のものとして行われ、造成時期も近接しているような場合には、たとえ工区が設定され、工事が数回に区分して行われるとしても、これら一連の造成を一体的な開発行為としてとらえて、全体を当該特定開発行為の区域と判断し特定開発行為許可申請を受ける必要がある。

5 特別警戒区域等の公示図書の縦覧窓口

指定された特別警戒区域等は県公報に公示され、各土木事務所の管理担当課及び各市町村担当課において縦覧されている。公示図書の県機関における縦覧窓口は表7のとおりである。

表7 指定位置図・区域図の縦覧窓口

窓口	所在地	電話	所管市町村
豊後高田土木事務所 建設・保全課 管理班	〒879-0621 豊後高田市是永町 39 番地	0978-22-2285	豊後高田市
国東土木事務所 建設・保全課 管理班	〒873-0504 国東市国東町安国寺 786-1	0978-72-1321	国東市、姫島村
別府土木事務所 管理課	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井 14-1	0977-67-0212	別府市、杵築市、日出町
大分土木事務所 管理課	〒870-0905 大分市向原西 1 丁目 4 番 2 号	097-558-2143	大分市、由布市
臼杵土木事務所 管理・保全課 管理班	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎 72-254	0972-63-4136	臼杵市、津久見市
佐伯土木事務所 管理・保全課 管理班	〒876-0813 佐伯市長島町 1 丁目 2 番 1 号	0972-22-3171	佐伯市
豊後大野土木事務所 建設・保全課 管理班	〒879-7131 豊後大野市三重町市場 1123	0974-22-1056	豊後大野市
竹田土木事務所 建設・保全課 管理班	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手 1501-2	0974-63-2104	竹田市
玖珠土木事務所 建設・保全課 管理班	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇 137-1	0973-72-1152	玖珠町、九重町
日田土木事務所 管理・保全課 管理班	〒877-0004 日田市城町 1 丁目 1-10	0973-23-2141	日田市
中津土木事務所 管理・保全課 管理班	〒871-0024 中津市中央町 1 丁目 5 番 16 号	0979-22-2110	中津市
宇佐土木事務所 管理・保全課 管理班	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺 235-1	0978-32-1300	宇佐市

また、県ホームページでも参考として公表している。

○ 大分県土砂災害警戒区域等情報

(http://sabo.pref.oita.jp/bousai_s/dosya_map/index.html)

第3章 特定開発行為許可の申請手続

1 特定開発行為許可申請の事前相談手続

(1) 事前相談の趣旨

特定開発行為を行う場合は、特定開発行為をしようとする者(以下「申請予定者」という。)が、対策工事等の計画・設計の準備をすることとなるが、その前段階として、そもそも特定開発行為に該当するか否かを判断する必要があることから、砂防課(各土木事務所)において、申請予定者から事前相談を受けることとしている。

2 特定開発行為許可の申請手続(法第11条、省令第8～10条)

特定開発行為許可を受けようとする者は、法第11条(申請の手続)、省令第8条から第10条の定めるところにより、必要な申請書等を提出し、あらかじめ当該区域を知事の許可を受けなければならない。

(1) 提出書類

特定開発行為許可の申請に必要な書類は、「特定開発行為許可申請書(省令別記様式第2)」(1-①)のほか、下記及び表8のとおりである。申請予定者には、「特定開発行為許可に係る申請書類等チェックリスト(申請者用)」により必要な書類の提出等を指導するものとする。

大分県規則第3条

省令第8条第1項の規定により知事に提出する特定開発行為許可申請書には、省令第10条で定める添付書類のほか次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 1、申請者の資力及び信用に係る申告書(第2号様式) 1-③
- 2、工事施工者の能力に関する申告書(第3号様式) 1-④
- 3、対策工事により設置される施設の管理計画等に関する申告書(第4号様式) 1-⑦
- 4、工事期間中の防災対策計画を示す書類
- 5、工事の工程を示した書類
- 6、その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の部数

申請書、届出書及び添付書類の提出部数は、正本1通とする。

表 8 特定開発行為許可申請時に提出すべき書類

図面及び書類	明 示 す べ き 事 項	
② 計 画 図 現況地形図 土地利用 計 画 図 造成計画 平 面 図 造成計画 断 面 図 対策工事等 平 面 図 対策工事等 断 面 図 対策施設 構 造 図	地形、特別警戒区域及び開発区域の境界、対策工事等を施行する位置並びに当該対策工事等の種類 開発区域の境界並びに特定予定建築物の用途及び敷地の形状 開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び当該開発区域における対策施設を設置する位置 切土又は盛土をする前後の地盤面 対策工事等を施行する位置及び当該対策工事等の種類 対策工事等を施行する前後の地盤面の状況及び対策工事等の種類 対策施設（政令第7条第3号から第5号までに規定する施設及び同条第6号に規定する擁壁をいう。以下この表において同じ。）の種類及び構造	縮 尺 2,500 分の 1 以上 1,000 分の 1 以上 200 分の 1 以上
③ 構造計算書	対策施設を設置しようとする者は、政令第7条第3号から第6号までに規定する技術的基準に適合することを説明する構造計算書（技術基準編参照）	
④ 開発区域位置図	縮尺 1/50,000 以上で開発区域の位置を表示した地形図	
⑤ 開発区域区域図	縮尺 1/2,500 以上で開発区域の区域等を表示したもの ・ 開発区域の区域 ・ 当該区域を明らかに表示するに必要な市町村界、大字、字及び小字の境界、特別警戒区域界並びに土地の地番及び形状	

特定開発行為許可に係る申請書類等チェックリスト（申請者用）

1 特定開発行為許可申請書類の確認

チェック項目	確認	参照規定
申請書類の確認		
(1) 特定開発行為許可申請書（省令別記様式第2）		省令第8条第1項
(3) 計画図		省令第8条第4項
① 現況地形図（縮尺1/2,500以上） ・地形、特別警戒区域及び開発区域の境界、対策工事等を施行する位置並びに当該対策工事等の種類		
② 土地利用計画図（縮尺1/1,000以上） ・開発区域の境界並びに特定予定建築物の用途及び敷地の形状		
③ 造成計画平面図（縮尺1/1,000以上） ・開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び当該開発区域における対策施設を設置する位置		
④ 造成計画断面図（縮尺1/1,000以上） ・切土又は盛土をする前後の地盤面		
⑤ 対策工事等平面図（縮尺1/1,000以上） ・対策工事等を施行する位置及び当該対策工事等の種類		
⑥ 対策工事等断面図（縮尺1/1,000以上） ・対策工事等を施行する前後の地盤面の状況及び対策工事等の種類		
⑦ 対策施設構造図（縮尺1/200以上） ・対策施設（施行令第7条第3号から第5号までに規定する施設及び同条第6号に規定する擁壁をいう。以下この表において同じ。）の種類及び構造		
(4) 構造計算書（対象施設を設置する場合） ・対策施設を設置しようとする者は、施行令第7条第3号から第6号までに規定する技術的基準に適合することを説明する構造計算書		省令第8条第5項
(5) 申請書の添付図書（変更許可申請の場合は不要）		
① 開発区域位置図（縮尺1/50,000以上） ・縮尺1/50,000以上で開発区域の位置を表示した地形図		省令第10条
② 開発区域区域図（縮尺1/2,500以上） ・縮尺1/2,500以上で開発区域の区域等を表示したもの ア 開発区域の区域 イ 当該区域を明らかに表示するに必要な市町村界、大字、字及び小字の境界、特別警戒区域界並びに土地の地番及び形状		
(6) その他必要に応じて提出する資料		
① 他の法令による許可、認可等の状況がわかる資料（許可書の写し等）		省令別記様式第2備考4
③ 権原を有すること（または見込みがあること）を証する書面（公図の写し、土地の登記事項証明書等）		
④ その他、許可にあたり所長が必要とする資料		

2 対策工事等の技術審査基準等

チェック項目	確認	参照規定
対策工事等の計画が技術審査基準を満たしているか。		法第12条、政令第7条、審査基準
開発区域及びその周辺の地域において土砂災害の発生のおそれを大きくしていないか（開発行為により新たに特別警戒区域が発生するかどうかを確認のこと）		
高さが2メートルを超える擁壁を設置する場合、都市計画法、宅地造成等規制法又は建築確認の手続きは済んでいるか、又は許可等の見込みはあるか。		政令第7条第6号

備考 申請時に本様式を提出すること。

(3) 申請窓口

申請書等は、知事に提出する。当該区域が2事務所以上の所管区域にわたる場合には、知事の権限を所長に委任されている場合、当該区域を最も広くその所管区域に含む土木事務所 of 許認可指導担当課に提出する。申請の窓口は表9のとおりである。

表9 特定開発行為許可申請の窓口

窓口	所在地	電話	所管市町村
豊後高田土木事務所 建設・保全課 管理班	〒879-0621 豊後高田市是永町 39 番地	0978-22-2285	豊後高田市
国東土木事務所 建設・保全課 管理班	〒873-0504 国東市国東町安国寺 786-1	0978-72-1321	国東市、姫島村
別府土木事務所 管理課	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井 14-1	0977-67-0212	別府市、杵築市、日出町
大分土木事務所 管理課	〒870-0905 大分市向原西 1 丁目 4 番 2 号	097-558-2143	大分市、由布市
臼杵土木事務所 管理・保全課 管理班	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎 72-254	0972-63-4136	臼杵市、津久見市
佐伯土木事務所 管理・保全課 管理班	〒876-0813 佐伯市長島町 1 丁目 2 番 1 号	0972-22-3171	佐伯市
豊後大野土木事務所 建設・保全課 管理班	〒879-7131 豊後大野市三重町市場 1123	0974-22-1056	豊後大野市
竹田土木事務所 建設・保全課 管理班	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手 1501-2	0974-63-2104	竹田市
玖珠土木事務所 建設・保全課 管理班	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇 137-1	0973-72-1152	玖珠町、九重町
日田土木事務所 管理・保全課 管理班	〒877-0004 日田市城町 1 丁目 1-10	0973-23-2141	日田市
中津土木事務所 管理・保全課 管理班	〒871-0024 中津市中央町 1 丁目 5 番 16 号	0979-22-2110	中津市
宇佐土木事務所 管理・保全課 管理班	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺 235-1	0978-32-1300	宇佐市

3 許可の基準

法第12条に規定する許可の基準は、次のとおりである。

- ① 対策工事の計画（法第11条第1項第3号）が、政令第7条に定められた技術的基準に従って講じられていること。
- ② 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画（法第11条第1項第4号）が政令第7条に定めた技術的基準に従って講じられていること。
- ③ 申請の手続が法又は法に基づく命令の規定に違反していないと認められること。

4 許可又は不許可の通知

特定開発行為許可の申請については、知事により審査され、許可又は不許可の処分について文書により申請者あて通知される。

5 既着手の場合の届出等（法第 14 条、省令第 11 条）

(1) 既着手の場合の届出（法第 14 条第 1 項、省令第 11 条）

特別警戒区域の指定時に、既に当該特定開発行為に着手している場合は、新たに許可を受ける必要はないが、法第 14 条第 1 項の規定に基づき、特別警戒区域の指定日から起算して 21 日以内に、既に着手している当該特定開発行為に係る「届出書（省令別記様式第 3）」（1－②）を知事に提出する必要がある。

(2) 着手の定義

法第 14 条第 1 項の「着手している」とは、特別警戒区域が指定された時点で実際の工事※に着手していることをいう。

※ 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）を含む。

(3) 既着手の場合の助言・勧告（法第 14 条第 2 項）

知事は、既着手の特定開発行為について、土砂災害を防止するために必要があると認めるときは、当該届出者に対して必要な助言又は勧告をする場合がある。

助言又は勧告の具体的な内容としては次のようなものがある。

- 助言・・・現に開発工事を行っている場合、特別警戒区域内であり、土砂災害の著しい危険がある土地であるという注意喚起
- 勧告・・・現に施工している開発工事の計画及び施工方法が、土砂災害に対して安全なものとなっていない場合における具体的な改善方法（対策工事の実施、適切な施工管理等）の勧告や予定建築物の用途の変更の勧告

6 許可の特例（法第 15 条）

国又は地方公共団体が開発主体として特定開発行為を行う場合については、国又は地方公共団体の公的性格にかんがみ、これらの者と知事との協議が成立することをもって、法第 10 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。

第4章 対策工事等の実施手続

1 特定開発行為許可済の標識の掲示（規則第5条）

許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等の施行期間中施行地の見やすい場所に、「特定開発行為許可済の標識（規則第7号様式）」（2-①）を掲示しておかなければならない。

第5章 特定開発行為中の手続

1 変更の許可等の申請・届出（法第17条、省令第12条、13条、規則第4条）

(1) 変更の許可（法第17条第1項）

既に許可を受けた特定開発行為の内容について、次の事項を変更しようとする場合は、あらかじめ知事の許可を要する。

- ① 特定予定建築物の用途及びその敷地の位置（法第11条第1項第2号）
- ② 対策工事の計画（法第11条第1項第3号）
- ③ 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画（法第11条第1項第4号）

(2) 変更の許可の申請書（規則第4条）

変更の許可を受けようとする者は、「特定開発行為変更許可申請書（規則第5号様式）」（3-①）に、変更に係る事項を説明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

○ 添付書類

次のうち変更した部分に係る書類

現況地形図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、対策工事等平面図、対策工事等断面図、対策施設構造図、構造計算書、その他知事が必要とする資料

(3) 変更の届出（法第17条第3項、規則第4条）

次に掲げる事項の変更をしたときは、変更の日から10日以内に、「特定開発行為変更届（規則第6号様式）」（3-②）に、変更の事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- ① 予定建築物の用途を法10条第1項の制限用途以外のものに変更したとき
- ② 省令第12条で定める軽微な変更をしたとき
 - ・ 対策工事等の着手予定年月日の変更
 - ・ 対策工事等の完了予定年月日の変更
- ③ 「住所・氏名変更届（規則8号様式）」（3-③）

法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称

2 対策工事の施工状況報告（規則第6条）

許可を受けたものは、許可工事の土留、山腹工、えん堤若しくは排水施設等の構造物又は切盛土が次の各号に掲げる工程に至ったときは、それぞれ当該各号に定める事項に係る状況を明らかにした資料に当該各号に掲げる写真を添付して知事に報告しなければならない。P.35(2-②)

一 切盛土をする土地の旧地盤面のすべり防止及び防災措置等の仮設構造物の工事が完了したとき

二 構造物の基礎工事が完了したとき

基礎の形状及び寸法等を判明できる写真

三 構造物の工事が完了したとき

埋めもどし等により工事が完了した後では確認しがたい背面部の形状及び寸法等を判明できる写真並びに配筋等の写真

3 地位の承継の届出（規則第8条）

(1) 地位の承継

許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該事業の全部を承継させるものに限る。）があったとき、次の者は当該許可を受けた者の地位を承継する。

- ・相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）
- ・合併後存続する法人
- ・合併により設立された法人
- ・分割により当該事業の全部を承継した法人

(2) 地位の承継の手続（規則第8条2項）

地位を承継した者は、当該承継の日から20日以内に、「地位承継届（規則第9号様式）」（3-④）に、承継の事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。事実を証する書類とは、次の書類をいう。

- ① 特定開発行為許可を承継する相続人が1人の場合
→当該相続人の戸籍謄本
- ② 特定開発行為許可を承継する相続人が2人以上であり、当該相続に係る相続人の全員の同意により当該特定開発行為を承継する者として選定された場合
→当該同意があったことを証する書面及び承継に係る相続人全員の戸籍謄本
- ③ 承継者が合併により特定開発行為許可を承継した法人である場合
→合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- ④ 承継者が分割により当該事業の全部を承継した法人である場合
→当該法人の登記事項証明書

4 地位の譲渡の許可の申請（規則第8条）

(1) 地位の譲渡

許可を受けた者の地位は、知事の承認を受けなければ譲渡することができない。

(2) 地位の譲渡の手続

地位の譲渡の承認を受けようとするときは、地位の継続の「地位譲渡承認申請書（規則第10号様式）」（3-⑤）に規則第3条第1項第1号から第3号までに定める書類（譲受人及承継後の計画等に関するものに限る。）を添付して知事に提出して行うものとする。譲渡の理由を示す書類その知事が必要と認める書類を添えて、「地位譲渡承認申請書（規則第10号様式）」（3-⑤）により、当該譲渡の当事者双方が連署して、知事に申請しなければならない。

5 対策工事等の廃止の届出（法第20条、省令第17条、）

許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、遅滞なく、「特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書（省令別記様式第6）」（3-⑥）に、次の書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- ① 対策工事等を廃止した理由を記載した書面
- ② 対策工事等の施行状況を示す図面及び写真
- ③ 対策工事等を廃止した後の土砂災害の防止のための措置を記載した書面及び図面

第6章 対策工事等の完了後の手続

1 工事完了の検査等（法第18条、省令第14～16条）

(1) 対策工事等完了届出書（法第18条第1項、省令第14条）

許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等のすべてを完了したときは、「対策工事等完了届出書（省令別記様式第4）」（4-①）を知事に届け出なければならない。

届出を行う時期は、対策工事等のすべてが完了したときであるので、対策工事等のすべてが完了していない場合、完了検査の対象には該当しないので注意が必要である。

(2) 工事完了の検査及び検査済証の交付（法第18条第2項、省令第15条）

許可を受けた者は、(1)の届出後、知事による完了検査を受ける。検査の結果、当該対策工事等が法第12条の政令で定める技術的基準に適合していると認められたときは、知事から「検査済証（省令別記様式第5）」が交付される。

(3) 対策工事等完了公告（法第18条第3項、省令第16条）

検査済証が交付された後、県公報に対策工事等が完了した旨が公告される。なお、完了公告があるまでは、制限用途の建築物を建築してはならないことに留意が必要である。

詳しくは、「第7章 建築制限・建築物の構造規制」を参照。

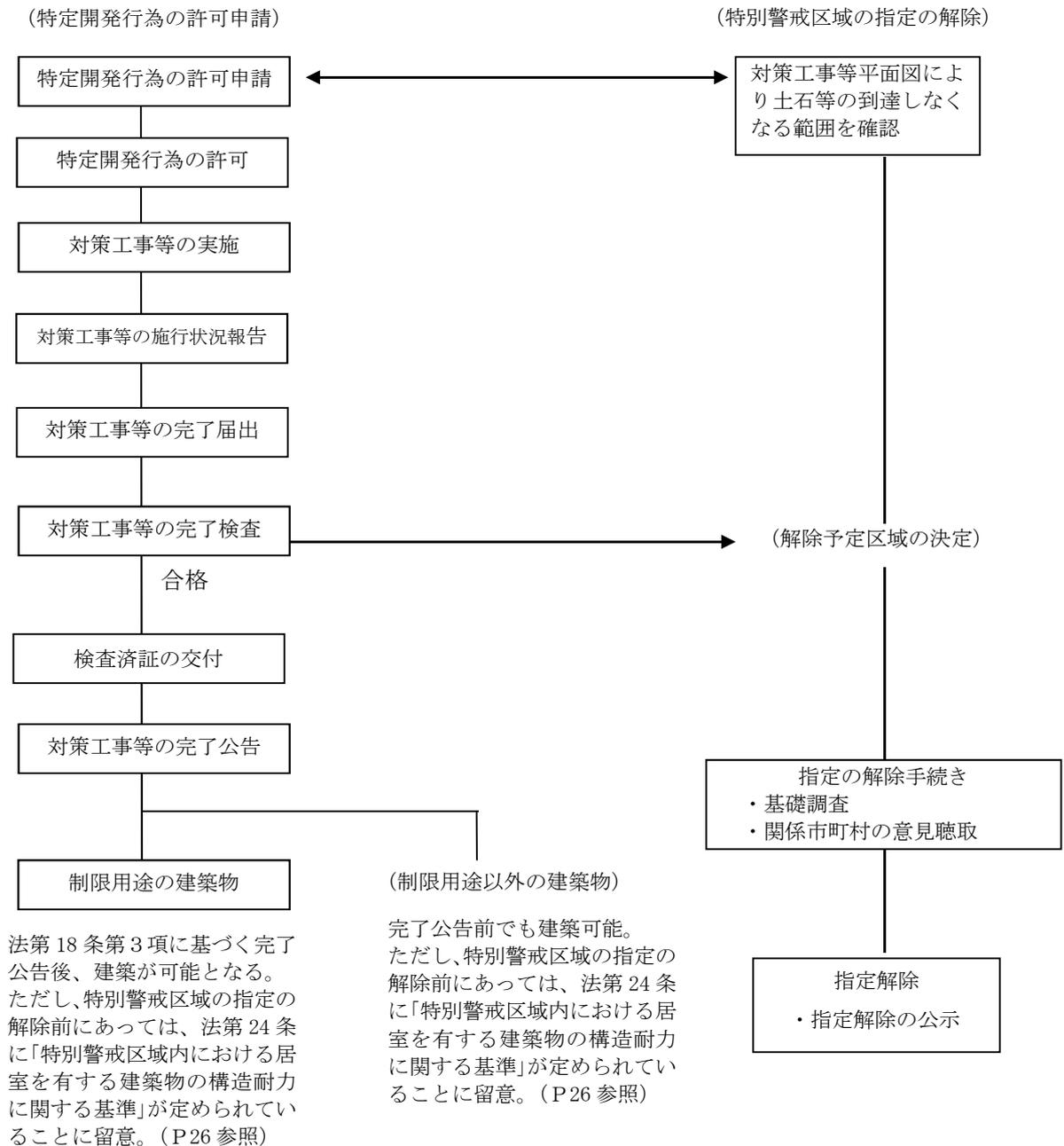
2 特別警戒区域の指定解除（法第9条第8項、9項）

工事の完了により、当該区域は土砂災害に対する安全性が確保され、特別警戒区域の指定事由がなくなるため、県は特別警戒区域の指定を解除するための基礎調査（法第4条第1項）を行う。

基礎調査の結果、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなると認めるときは、関係市町村長の意見聴取を行い、県公報へ公示して、当該特別警戒区域の解除を行う。

（次頁の表10のとおり）

表 10 特定開発行為の許可申請と特別警戒区域の指定の解除手続



第7章 建築制限・建築物の構造規制

1 建築制限（法第19条）

法第19条では、特定開発行為の許可を受けた開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）内の土地においては、対策工事等の完了公告があるまでの間は、法10条第1項の制限用途の建築物を建築してはならないことが定められている。

なお、法第19条は、あくまでも制限用途の建築物の建築を禁止するものであり、制限用途の建築物以外のもの、すなわち、そもそも法第10条による制限の対象になっていない用途に係る建築物の建築を何ら制限するものではない。

2 建築物の構造規制（法第24条、第25条）

法第24条の規定により、建築基準法施行令において、特別警戒区域内における居室を有する建築物が当該区域において急傾斜地の崩壊等により想定される衝撃に対して安全性が確保されることとなるよう、構造耐力に関する基準が定められている。

また、法第25条の規定により、特別警戒区域（都市計画区域等の建築確認が必要な区域を除く。）内における居室を有する建築物について、この構造耐力に関する基準への適合性を担保するため、建築基準法上確認が必要とされている建築物（同法第6条第1項第1号から第3号までに掲げるもの）以外のものであっても、建築確認の対象とされている。

特定開発行為に係る対策工事等の完了公告後は、制限用途の建築物を建築することは可能であるが、特別警戒区域の指定が解除される前に建築確認申請を行う場合にあっては、この構造耐力に関する基準が定められていることに留意する必要がある。

また、特定開発行為許可申請が不要な開発行為（予定建築物が制限用途でない場合など）において、特別警戒区域内において居室を有する建築物を建築する場合にも、この構造耐力に関する基準が定められていることに留意する必要がある。

第8章 その他

1 罰則（法第38条～第42条）

法に基づく罰則の規定は、表12のとおりである。

表12 罰則規定一覧表

行 為 者	罰 則
法第5条第7項及び第30条第2項（基礎調査及び緊急調査のための土地の立入り等）の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 （法第39条第1号）
法第10条第1項（特定開発行為の制限）の規定に違反して、特定開発行為をした者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 （法第38条第1号）
法第14条第1項（既着手の場合の届出）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	20万円以下の過料 （法第42条）
法第17条第1項（変更の許可等）の規定に違反して、特定開発行為をした者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 （法第38条第1号）
法第17条第3項（法第17条第1項ただし書該当の変更の届出）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	20万円以下の過料 （法第42条）
法第19条（建築制限）の規定に違反して、法第10条第1項の制限用途の建築物を建築した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第38条第2号）
法第20条（特定開発行為の廃止の届出）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	20万円以下の過料 （法第42条）
法第21条第1項（監督処分）の規定による知事の命令に違反した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第38条第3号）
法第22条第1項（立入検査）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（法第39条第2号）
法第23条（報告の徴収等）の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者	20万円以下の罰金 （法第40条）
<p>法第38条から法第40条に規定されている違反行為がなされた場合、当該現実にその行為をした者が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法人の代表者 ② 法人・個人の代理人 ③ 法人・個人の使用人その他の従業者 <p>のいずれかに当たる場合には、その法人又は人に対しても、それぞれ該当する条文に基づき罰金刑が科せられる。</p>	

第9章 様式集

1 第3章関係（特定開発行為許可までの申請手続関係様式）

- ① 特定開発行為許可申請書（省令別記様式第2）
- ② 届出書（既着手）（省令別記様式第3）
- ③ 申請者の資力及び信用に係る申告書（第2号様式）
- ④ 工事施工者の能力に関する申告書（第3号様式）
- ⑤ 対策工事により世知される施設の管理計画等に関する申告書（第4号様式）

2 第4章関係（対策工事等の実施手続関係様式）

- ① 特定開発行為許可標識（規則第7号様式）
- ② 特定開発行為施工状況報告書（許可条件書別記様式）

3 第5章関係（特定開発行為中の手続関係様式）

- ① 特定開発行為変更許可申請書（規則第5号様式）
- ② 特定開発行為変更届（規則第6号様式）
- ③ 住所変更等届出書（規則第8号様式）
- ④ 土砂災害特別警戒区域内特定開発行為地位承継届出書（規則第9号様式）
- ⑤ 土砂災害特別警戒区域内特定開発行為地位譲渡許可申請書（規則第10号様式）
- ⑥ 特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書（省令別記様式第6）

4 第6章関係（対策工事等の完了後の手続関係様式）

- ① 対策工事等完了届出書（省令別記様式第4）

1-① 特定開発行為許可申請書(省令別記様式第2)

省別記様式第二(第8条関係)

特 定 開 発 行 為 許 可 申 請 書

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第10条第1項の規定により、特定開発行為の許可を申請します。 年 月 日 殿 許可申請者 住所 氏名		※ 手数料欄
特 定 開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 特定予定建築物の用途	
	4 特定予定建築物の敷地の位置	
	5 対策工事の概要	
	6 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要	
	7 対策工事等着手予定年月日	年 月 日
	8 対策工事等完了予定年月日	年 月 日
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許可番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為を行うことについて、他の法令による許可、許可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

1-② 届出書(既着手)(省令別記様式第3)

省令別記様式第3 (第11条関係)

届 出 書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第14条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 開発区域に含まれる地域の名称	
2 開発区域の面積	平方メートル
3 特定予定建築物の用途	
4 特定予定建築物の敷地の位置	
5 対策工事の概要	
6 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要	
7 対策工事等の着手年月日	年 月 日
8 対策工事等の完了予定年月日	年 月 日
9 対策工事等の進捗状況	

備考 許可申請者又は対策工事等施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

1-③ 申請者の資力及び信用に関する申告書(規則第2号様式)

申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

殿

申請者 住所

氏名

(法人にあっては、主たる
事務所の所在地、名称及)

び代表者の氏名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為の制限等に関する規則第3条の規定により、申請者の資力及び信用について、下記のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	千円			
法令による登録等						
従 業 員 数	人(うち土木建築関係技術者					人)
前 年 度 事 業 量	千円	資 産 総 額				千円
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税	千円	事 業 税	千円		
主たる取引金融機関						
工事監理者住所氏名						
役員略歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、学歴その他	
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
宅地造成工事等施工経歴	工事名	工事施工者名	工事施工場所	面 積	許 認 可 番 号	着 工、完 了
					年 月 日	年 月
				平方メートル	年 月 日	年 月着工
					第 号	年 月完了

備考 法令による登録等については、建設業法による建設業の許可、建築士法による建築士事務所登録等について記入すること。

添付書類

- 1 法人税又は所得税及び事業税の納税証明書(滞納がないことを証するもの)
- 2 法人の登記事項証明書(個人の場合は、履歴書)
- 3 財務諸表(直前事業年度のもの)

1-④ 工事施工者の能力に関する申告書(規則第3号様式)

工事施工者の能力に関する申告書

年 月 日

殿

工事施工者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称び代表者の氏名)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為の制限等に関する規則第3条の規定により、特定開発行為に関する工事施工者の工事施工能力について、下記のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	千円			
法令による登録等						
従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計		
	人	人	人	人		
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税	千円	事業税	千円		
主たる取引金融機関						
建設業法第26条による主任技術者住所氏名						
技術者略歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、学歴その他	
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
宅地造成工事等施工経	注 文 主 名	元請・下請の別	工事施工場所	面 積	許認可年月日	完了年月
				平方メートル	年 月 日	年 月
砂防・治山施設等施工	注 文 主 名	元請・下請の別	工事施工場所	主たる施設の種類及び規模	完了年月	
					年 月	

備考 法令による登録等については、建設業法による建設業の許可、建築士法による建築士事務所登録等について記入すること。

添付書類

- 1 法人税又は所得税及び事業税の納税証明書(滞納がないことを証するもの)
- 2 法人の登記事項証明書(個人の場合は、履歴書)
- 3 事業経歴書

1-⑤ 対策工事により設置される瀬説の管理計画等に関する申告書(規則第4号様式)

対策工事により設置される施設の管理計画等に関する申告書

年 月 日

殿

特定開発行為許可申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代
表者の氏名)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為の制限等に関する規則第3条第1項第3号の規定により、下記のとおり申告します。

記

開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	
施 設 の 概 要	
施 設 の 管 理 予 定 者	
施 設 の 管 理 方 法	
土 地 の 帰 属	
費 用 の 負 担	
そ の 他	
管理予定者の同意 ※管理予定者が申請者以外の者の場合に記載 上記施設について管理を行うことに同意します。 管理予定者 住所 氏名	(印)

備考 管理予定者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)は、押印することに代えて、自署することができる。

2-① 特定開発行為許可済の標識(規則第7号様式)

60センチメートル

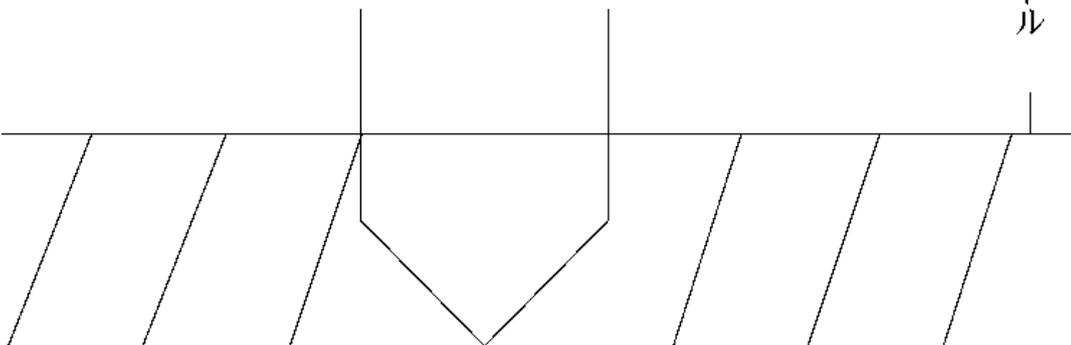
特定開発行為許可標識

年 月 日

- 1 許可年月日及び
許可番号 大分県 指令第 号
- 2 開発行為の面積
- 3 特定予定建築物の用途
- 4 対策工事の概要
- 5 対策工事以外の特定開発
行為に関する工事の概要
- 6 許可期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 7 作業等の許可を
受けた者 住所
氏名又は名称及び代表者名

50
センチメートル

150
センチメートル



殿

申請者 住所
氏名

施行状況報告書

上記のことについて、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為の制限等に関する規則（平成18年大分県規則第5号）第6条の規定により、次のとおり報告します。

開発区域に含まれる地域の名称	
開発区域の面積	平方メートル
特定予定建築物の用途	
特定予定建築物の敷地の位置	
対策工事の概要	
対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要	
許可年月日及び番号	令和 年 月 日 第 号
対策工事等着手年月日	令和 年 月 日
対策工事等完了予定年月日	令和 年 月 日
今回報告する行程（該当する行程に○を記入すること）	
	切盛土をする土地の旧地盤面のすべり防止及び防災措置等の仮設構造物の工事が完了したとき
	構造物の基礎工事が完了したとき
	構造物の工事が完了したとき
	土工事終了までの定期報告

添付書類

(1) 該当する行程に係る状況を明らかにした資料

(2) 次に掲げる写真

- | | |
|------------------|--|
| ①仮設構造物の工事が完了したとき | 工事中及び完了の写真 |
| ②構造物の基礎工事が完了したとき | 基礎の形状及び寸法等を判明できる写真 |
| ③構造物の工事が完了したとき | 埋めもどし等により工事が完了した後では確認しがたい背面の形状及び寸法等を判明できる写真並びに配筋等の写真 |
| ④土工事終了までの定期報告 | 切土法面上部のパトロール日誌及び写真 |

3-① 特定開発行為変更許可申請書（規則第5号様式）

特定開発行為変更許可申請書

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第17条第1項の規定により、特定開発行為の変更の許可を申請します。 年 月 日 殿 申請者 住所 氏名 { 法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称び代表者 の氏名 }		※ 手数料欄
特定 開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 特 定 予 定 建 築 物 の 用 途	
	4 特 定 予 定 建 築 物 の 敷 地 の 位 置	
	5 対 策 工 事 の 概 要	
	6 対策工事以外の特定開発行為に 関する工事の概要	
	7 対策工事等着手予定年月日	年 月 日
	8 対策工事等完了予定年月日	年 月 日
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
変 更 の 理 由		
特定開発行為の許可の許可番号	年 月 日 第 号	
※受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※変更の許可に付した条件		
※変更の許可の許可番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
 2 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為の変更を行うことについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
 3 「特定開発行為の変更の概要」の欄（「その他必要な事項」の欄を除く。）には、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

3-②特定開発行為変更届 第6号様式(第4条関係)

特 定 開 発 行 為 変 更 届

年 月 日

殿

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代
表者の氏名)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第3項の規定により、特定開発行為の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

許 可 番 号	年 月 日 第 号	
変 更 事 項		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	

3-③ 住所変更等届出書（規則第8号様式）

住 所 ・ 氏 名 変 更 届

年 月 日

殿

届出者 住 所

氏 名

（ 法人にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代
表者の氏名 ）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為の制限等に関する規則第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び 許可番号		年 月 日 第 号	
変更 の 内 容	変 更 前	住所又は 所在地	
		氏名又は名 称及び代表 者の氏名	
	変 更 後	住所又は 所在地	
		氏名又は名 称及び代表 者の氏名	

3-④ 土砂災害特別警戒区域内特定開発行為地位承継届（規則第9号様式）

地 位 承 継 届

年 月 日

殿

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代
表者の氏名）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為の制限等に関する規則第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
許 可 を 受 け た 者 の 住 所 ・ 氏 名	
承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 理 由	

添付書類 承継の原因を証する書面

3-⑥ 特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書（省令別記様式第6）

省令別記様式第6（第17条関係）

特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書

年 月 日

殿

届出者住所氏名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第20条の規定により、特定開発行為に関する対策工事等（許可番号 年 月 日 第号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 特定開発行為に関する対策工事等を
廃止した年月日

年 月 日

2 特定開発行為に関する対策工事等
の廃止に係る開発区域に含まれる
地域の名称

3 特定開発行為に関する対策工事等
の廃止に係る開発区域の面積

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

4-① 対策工事等完了届出書（省令別記様式第4）

省令別記様式第4（第14条関係）

対策工事等完了届出書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第18条第1項の規定により、特定開発行為の許可に関する対策工事等（許可番号 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 対策工事等の完了年月日 年 月 日

2 対策工事等を完了した開発区域に含まれる地域の名称

※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 ※印のある欄は記載しないこと。

大分県事務委任規則第 29 項（土砂法抜粋）

- 一 法第五条第一項の規定に基づき、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することを職員に命じ、又は職員以外の者に委任すること。
- 二 法第五条第九項の規定に基づき、損失の補償について損失を受けた者と協議すること。
- 三 法第十条第一項の規定に基づき、特別警戒区域内における特定開発行為(開発区域の面積が一ヘクタール未満のものに限る。以下この項において同じ。)を許可すること。
- 四 法第十四条の規定に基づき、特別警戒区域の指定の際既に着手している特定開発行為についての届出を受理し、当該届出に係る開発区域における土砂災害を防止するため必要があると認めるときに、予定建築物の用途の変更その他必要な助言又は勧告をすること。
- 五 法第十五条の規定に基づき、国又は地方公共団体が行う特定開発行為(開発区域の面積が一ヘクタール未満のものに限る。)についての協議に応ずること。
- 六 法第十七条第一項の規定に基づき、法第十条第一項の規定により許可した特別警戒区域内における特定開発行為(開発区域の面積が一ヘクタール未満のものに限る。)に係る特定予定建築物の用途等の変更について許可すること。
- 七 法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、特別警戒区域内における特定開発行為の許可を受けた者からの対策工事等の完了の届出を受理し、当該届出に係る対策工事等について検査し、技術的基準に適合していると認めたときに検査済証を交付すること。
- 八 法第二十条の規定に基づき、特別警戒区域内における特定開発行為の許可を受けた者からの当該許可に係る対策工事等の廃止の届出を受理すること。
- 九 法第二十一条第一項の規定に基づき、特別警戒区域内における特定開発行為(開発区域の面積が一ヘクタール未満のものに限る。)の許可若しくは変更の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずること。
- 十 法第二十二条第一項の規定に基づき、法第十条第一項、第十七条第一項、第十八条第二項又は第二十一条第一項の規定による権限を行うため、職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査させること。
- 十一 法第二十三条の規定に基づき、特別警戒区域における特定開発行為の許可を受けた者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は助言若しくは勧告をすること。
- 十二 法第二十六条第一項の規定に基づき、特別警戒区域内に存する居室を有する建築物の所有者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告すること。
- 十三 法第三十条第一項の規定に基づき、緊急調査のため、職員に、他人の占有土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用させることを命じること。
- 十四 規則第七条の規定に基づき、特別警戒区域内における特定開発行為の許可を受けた者からの住所・氏名変更届を受理すること。
- 十五 規則第八条の規定に基づき、特別警戒区域内における特定開発行為の許可を受けた者からの地位承継届を受理すること。
- 十六 規則第九条の規定に基づき、特別警戒区域内における特定開発行為の許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位の承継を承認すること。